GIC Discussion Paper
Center for Global Innovation Studies, Toyo University
No.27
2025年7月

［ワーキングペーパー］

韓国の公共調達制度からみた我が国の公共調達制度への示唆

福田　隆之　東洋大学グローバルイノベーション学研究センター客員研究員
望月　美穂　株式会社日本経済研究所 公共デザイン本部
新川　隼平　株式会社日本経済研究所 公共デザイン本部

TOYO UNIVERSITY

GIC Discussion Paper は、グローバル・イノベーション学研究センター所属の研究員、客員研究員および外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図しています。
本稿はグローバル・イノベーション学研究センターが実施する「パブリックイノベーションの研究」に関して「韓国における政府調達制度及び政府系研究機関の統轄機能」に着目し本センター研究員と外部研究者で実施した調査研究成果をとりまとめたものです。

グローバル・イノベーション学研究センター
センター長 ズルエタ ジョハンナ

韓国の公共調達制度からみた我が国の公共調達制度への示唆

東洋大学グローバルイノベーション学研究センター 客員研究員　福田 隆之
株式会社日本経済研究所 公共デザイン本部　望月 美穂
株式会社日本経済研究所 公共デザイン本部　新川 隼平

1.　はじめに

我が国の PPP/PFI 事業では、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮を求めているにも関わらず、業務仕様を発注者が規定するとともに、委託費の上限となる予定価格を設定し、最低入札価格の応札者を選定することを原則としているため、民間事業者の創意工夫の余地が制限され、PPP/PFI の導入の阻害要因になっている。

その理由の一つとして、PFI 法は、従前より存在する国・地方公共団体の発注に関する個別法（会計法、地方自治法等）を遵守することを求めており、一方で公共調達に関する基本法である会計法は明治以降改定されていないことから、PPP のメリットと言われている性能発注や様々な資金調達および効果的なサービス対価の支払い方法等の調達の多様化に柔軟に対応できていない点が挙げられる。

特に、“工事発注”と“買入”を主とした現在の会計法では、今後必要とされる性能規定によるサービスの調達、運営主体の PPP、例えば、コンセッションやウォーターPPP の普及にも影響を及ぼす可能性がある。

この課題認識のもと、我が国の公共調達制度について整理し、我が国同様に、政府が PPP を推進している韓国の公共調達制度を事例として取り上げ、我が国での PPP 導入推進のための示唆を抽出する。

2.　我が国の公共調達制度の概要

（1）　国及び地方公共団体の調達制度と関連法規について

我が国の調達に関する一般法規として、「会計法」「予算決算及び会計令」「予算決算及び会計令臨時特例」がある。会計法では、入札方式については一般競争入札を原則としたうえで、契約の性質等に応じて指名競争入札及び随意契約も採用できるとされている（図表 1 参照）。

国による随意契約が認められる場合については、会計法（第 29 条の 3）と予算決算及び会計令（第 99 条・第 99 条の 2、第 99 条の 3）にて、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」や「予定価格が一定水準以下であるとき」等が定められている。

このように会計法令では入札方式は定めているが、工事請負施工契約、コンセッション方式といった調達手法は定められていない。また、調達の過程で交渉を認めず、予定価格の上

限を定めて、競争入札を原則とすることが我が国の公共調達制度の特徴である。[1]

図表 1_代表的な入札方式

	根拠法令	内容	長所	短所	備考
一般競争入札	会計法第29条の3第1項	不特定多数の者から、国にとって最も有利な条件を提示した者と契約（最低価格又は総合評価）	• 機会均等、手続の公正性を確保 • 経済性の要求に合致	• 不信用、不誠実な者の参加を許す可能性 • 経費や事務の負担が比較的大きい	• 原則的な手法 • 競争参加資格の制度あり
指名競争入札	会計法第29条の3第3項	契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合、特定の者から、国にとって最も有利な条件を提示した者と契約	• 不信用、不誠実な者を排除 • 手続の簡便性	• 談合を容易にする可能性 • 指名が一部の者に偏る可能性	• 一定の条件の下で実施可能 • 競争参加資格の制度あり
随意契約	会計法第29条の3第4項	契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが不利と認められる場合に、競争によることなく、契約担当官等が資力、信用などのある特定の者を選定して、契約を締結	• 手続が最も簡便 • 相手方の信用・技術を把握して 選定可能	• 不利な価格での契約の可能性 • 公正な競争が成立しない可能性	• 一定の条件の下で実施可能 • 内容面での競争として、企画競争 制度あり

出典：国立国会図書館調査及び立法考査局.公共調達の現状と課題を参考に作成

地方公共団体による公共調達の基本的な枠組みは、地方自治法に定められている。

自治体契約に関わる当該自治体の運用ルールは、契約関係規則等に定められており、地方自治法→地方自治法施行令（地方自治法施行規則）→条例/契約関係規則という関係が成り立つ。また、地元事業者保護等の自治体ごとの地域特性については、条例を制定して対応している。

地方自治法第 234 条では、契約締結の方法として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの 4 つの方法が規定されている。さらに一般競争入札以外の方法をとることができる場合は、政令で定める場合（地方自治法施行令第 167、第 167 の 2、第 167 の 3）に該当する場合に限るとされている。地方公共団体が随意契約を採用できる場合について、地方自治法第 234 条 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 にて、「予定価格が一定水準以下であるとき」や「性質または目的が競争入札に適しない契約をするとき」等が定められている。なお、企画提案方式（プロポーザル方式）は、「性質または目的が競争入札に適しない契約をするとき」を根拠として活用可能とされている。

また、地方自治法施行令第 167 条の 10 により、地方公共団体は、必要に応じて最低制限価格を設定することもできる。

（2） 我が国の公共調達制度の主な変遷について

明治会計法で一般競争入札の適用が原則とされたことが、公共調達に関する最初の法律上の記載となっている。その後ダンピング等の弊害が目立ったため、1900 年以降の約 90 年間の各種調達は、主に指名競争入札で実施された。その後、公共工事の品質確保の促進に関する法律（2005）により、工事発注において総合評価落札方式の活用が原則とされて

[1] 出典：木下誠也.公共調達解体新書.経済調査会,2017

以降、当該方式の活用が大幅に拡大した。2014 年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、仕様の確定が困難な工事に対して技術提案・交渉方式を適用可能となった。これにより、工事の事業者選定において交渉手続きを導入することが可能になった。但し、これは交渉手続きを経て受注者が決まり、契約内容が固まった後に、会計法又は地方自治法による随意契約の手続きを踏むものであり、会計法・地方自治法の手続きとして、選定過程に交渉手続きを導入したものではない。

図表 2_我が国の公共調達制度の主な変遷

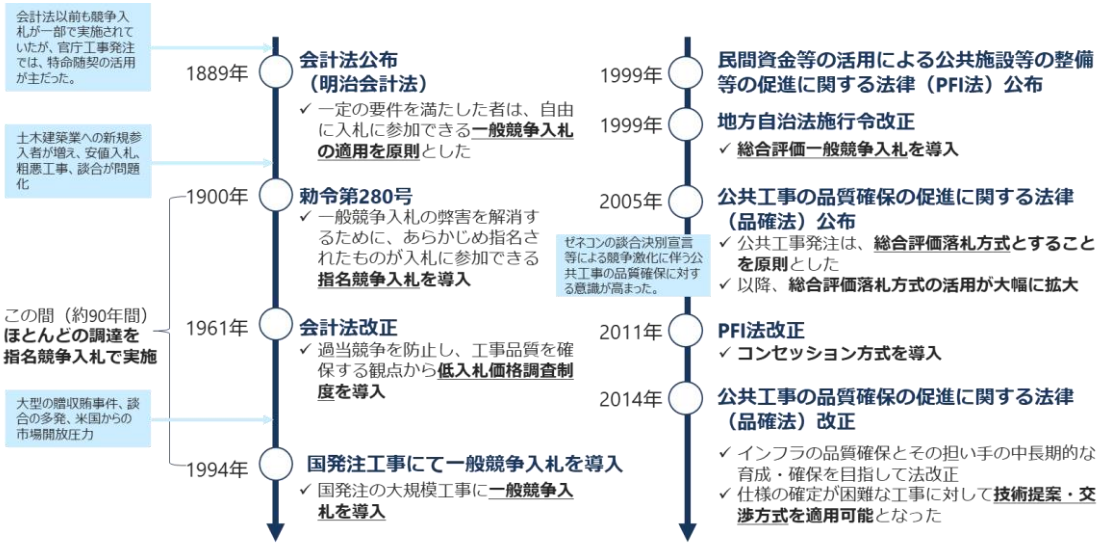

出典：木下誠也.公共調達解体新書.経済調査会,2017、全日本自治団体労働組合.調達改革に関する主な地方自治体に関する取組の経緯等から作成

図表 3_技術提案・交渉方式における入札契約手続きの流れ

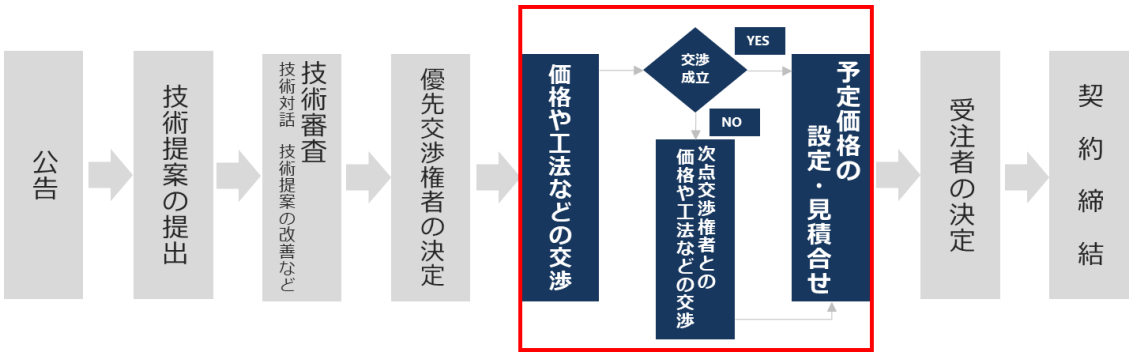

出典：木下誠也.公共調達解体新書.経済調査会,2017

（3） 予定価格制度について

予定価格とは、契約担当官等が競争を行うに当たって、事前に予定した競争に係る見積

価格のことである。予算決算及び会計令第 80 条第 2 項により、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされている。地方自治法施行令には、予定価格の作成等について特段の規定がないことから、地方公共団体が財務規定で規定している。

予定価格は、「原価計算方式」又は「市場価格方式」から算出される（図表 4 参照）。予定価格算定方法は抽象的な規定のため「官公庁の原価計算規則」を定め、これに基づき統一的に予定価格を算定している。予定価格を算出する際には、国土交通省が所管する経済調査会、建設物価調査会が発行する物価資料や企業からの見積徴収、各種の原価調査を参考にしている。

図表 4_予定価格の算出方法

原価計算方式	• 公共工事や製造・役務などの予定価格計算に使われる計算方式 • 「仕様書」や「設計書」を基準に作業内容や人員を算出し、それらの積算して予定価格が決定される • 原価計算方式の予定価格（公共工事の場合）＝ 材料費・労務費・機械費・経費・外注費などの合計
市場価格方式	• 主に物品購入契約などに活用される計算方式 • 過去の同様の契約や見積書などを参考に、定価から一定金額を値引きして予定価格が決定される • 市場価格方式の予定価格 = 定価（希望小売価格）– 値引額

予定価格には「予算の限度内において契約するための最高の予定契約金額」と「最も経済的な調達をするための適切かつ合理的な価格を積算し、これにより入札価格を評価する基準金額」という 2 つの性格があるとされている。[2]

財務省は、2018 年に外部有識者で構成される会計制度研究会を設置し、「予定価格の上限拘束性」等のテーマについて意見聴取している。そのなかでは、設計施工一括方式での調達の場合、そもそも設計後に予定価格が決まり施工されるという前提にもかかわらず、予定価格を最初に決めなければならないといった旧来の制度設計の中では説明できない問題も発生していることや、適正かつ合理的な価格が予定価格であるという解釈は見直す余地があること、予定価格の設定方法が社会環境の変化に対応できていない可能性等が指摘されている。[3]

なお、諸外国においては、予定価格制度は存在するものの上限拘束性はなく、他予算から流用可能となっている国が多い（図表 5 参照）。

[2] 出典：青木孝徳.会計法精解.大蔵財務協会,2015

[3] 出典：会計制度研究会.会計制度（契約）に関する論点について,2019 年 6 月

図表 5_諸外国における予定価格制度について

	日本	アメリカ	EU（イギリス）	EU（フランス）	EU（ドイツ）
予定価格の有無とその決定方法	あり。 市場価格などから決定	あり 市場価格などから決定するが、柔軟性を持った価格			
上限拘束性の有無	上限拘束性あり。	上限拘束性なし。 ただし、予定価格内での落札が基本。 これを超える場合には担当官に説明責任が発生。	上限拘束性なし。 ただし、予定価格内での落札が基本。	上限拘束性なし。 （2001年廃止※） ただし、基本的に市場価格を調査し予定価格を組んでおり、予定価格を超過することはほとんどない。	上限拘束性なし。 ただし、不当に高い価格の入札者を落札者としてならない。
上限拘束性がない場合における予算との調整方法	―	他の枠（プログラム単位）からの流用が可能。	他の枠からの流用が可能。	他の枠や予備費を利用。政策的に有用であれば利用に問題なし。	予算管理している上位枠から使用を依頼する（部署ごとに割り当てられた予算の相互融通が可能）。

※　予定価格の上限拘束性の制約があると、調達職員による調達の内容や質についての検討が十分になされなくことから、調達の質の向上と職員の資質向上、人材育成のため、予定価格が廃止された。

出典：財務省.会計制度研究会（第 2 回）資料,2017 年 10 月

（4）　PPP/PFI における入札方式について

PFI 法第 8 条 1 項では、PFI 事業者は「公募の方法等により選定」することとされており、一般競争入札が原則とされている。

PFI 事業における事業者の選定方式として、「総合評価一般競争入札方式」と「公募プロポーザル方式（随意契約）」の 2 つが活用可能である。

「総合評価一般競争入札方式」は、価格だけでなくその他の条件を総合的に評価して、落札者を決定する入札方法である。平成 12 年の自治事務次官通知では、PFI 契約においては価格のみならず維持管理又は運営の水準、PFI 事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることに鑑み、総合評価方式一般競争入札方式を活用することと通知されている。なお、ＷＴＯ政府調達協定の適用事業については一般競争入札を採用する必要がある（随意契約は採用できない）。

「公募型プロポーザル方式（随意契約）」は、公募により提案を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先順位を決めた後、最優先順位の事業者（優先交渉権者）と契約内容を交渉し、契約を締結する随意契約方式である。なお、公募型プロポーザル方式を採用する場合は合理的な理由を明確にする必要があり、また採用した後の手続きにおいても、総合評価一般競争入札に準じた各種情報公開等の透明性や客観性への配慮が必要である。

図表 6 の通り、地方公共団体による PFI 事業では、公募プロポーザル方式を採用する割合が高い。

図表 6_PFI 事業発注者別の採択選定方式の件数

国 等	総合評価一般競争入札	169
	公募プロポーザル	26
	その他/不明	12
地方公共団体等	総合評価一般競争入札	602
	公募プロポーザル	414
	その他/不明	18

出典：公表情報より作成（2024 年 9 月時点）

図表 7_PFI 事業発注者別の採択選定方式の割合

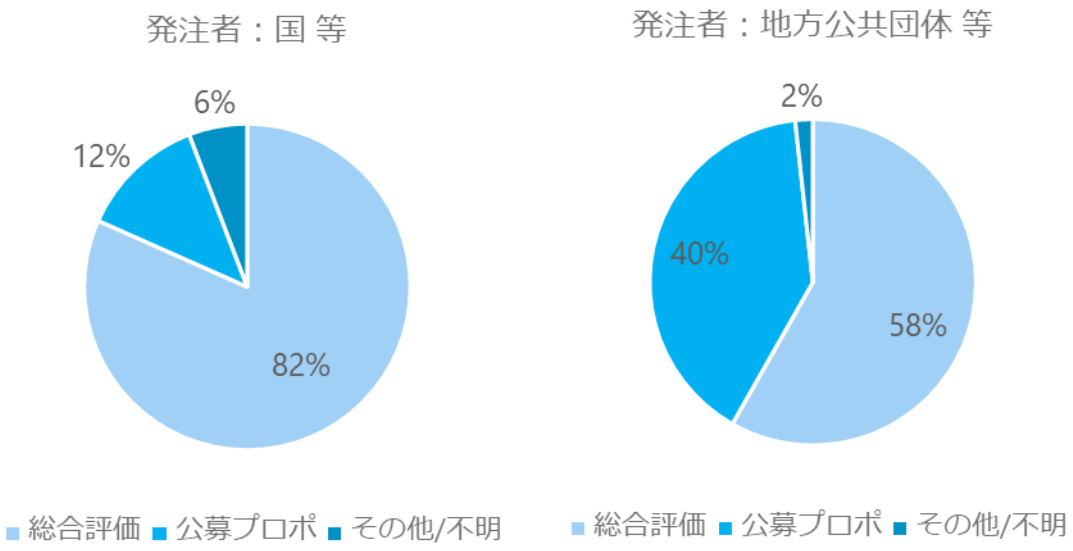

出典：公表情報より作成（2024 年 9 月時点）

総合評価一般競争入札では、価格の評価に関し、「加算方式」と「除算方式」のいずれかが採用されている。加算方式は性能や提案内容を重視しやすいが、最終的な評価が全点数に占める価格点の割合に左右される。除算方式は性能や提案を価格点で除することで、単位価格あたりの付加価値で評価するが、高コスト高性能の提案と低コスト低性能の提案における評価差がつきにくいという特徴がある。

図表 8_総合評価一般競争入札における価格評価の方法

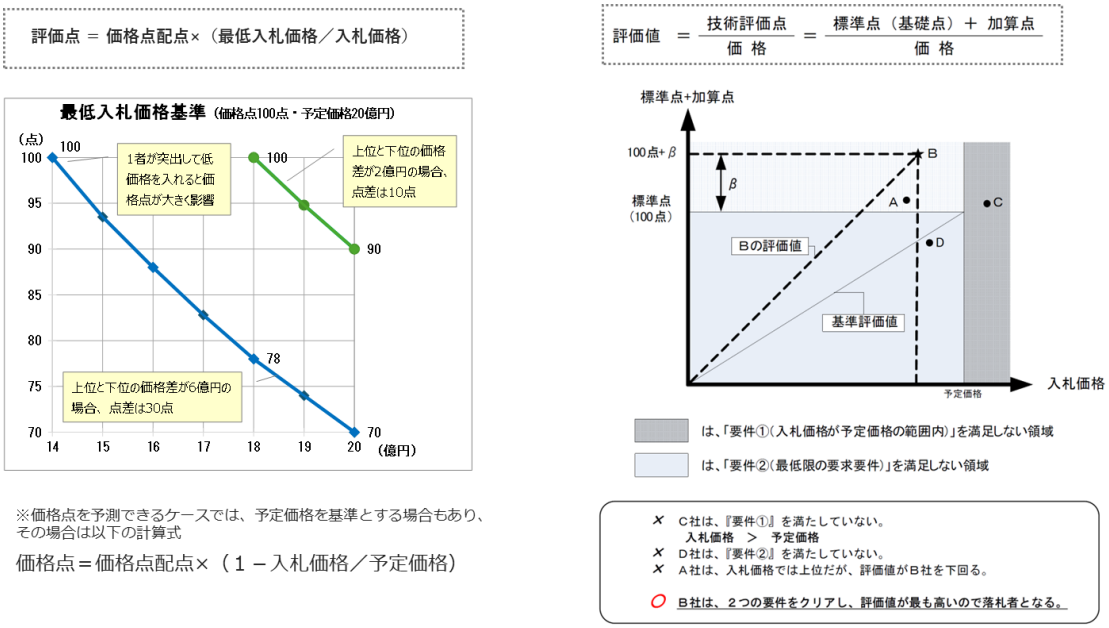

出典：国土交通省.公共工事における総合評価方式活用ガイドライン参考資料,2005 年 9 月

コンセッション事業では公募プロポーザル方式を採用した事業が多い。BT[4]による施設整備を伴う場合、総合評価一般競争入札が採用されている。

図表 9_コンセッション事業での採用入札方式

	総合評価一般競争入札方式	公募プロポーザル方式
国・独立行政法人	• 秩父宮ラグビー場（BT＋コンセッション） • 国立女性教育会館	• 国管理空港コンセッション（仙台空港、高松空港、福岡空港、北海道7空港、広島空港等） • 旧奈良監獄保存・活用事業
地方公共団体	• 愛知県体育館（BT＋コンセッション）	• 大阪中之島美術館 • 宮城県上工下水一体管理運営 • 浜松市公共下水道 • 愛知県国際展示場コンセッション • 横浜みなとみらい21MICE施設 • 有明アリーナ管理運営 • 大阪市工業用水道 • 熊本県工業用水道 • 鳥取県営水力発電所 • 津山市グラスハウス利活用　　等

出典：公表情報より作成(2024 年 9 月時点)

[4] BT（Build Transfer）：建設手法の一つで、民間企業が施設を建設し、その後施設を公共機関やクライアントに移転する方法

（５） PPP/PFI の導入の阻害要因となっている事項について

我が国では、PPP/PFI の導入により民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮を求めているにも関わらず、業務仕様を発注者が規定し、委託費の上限となる予定価格を算出の上、最低入札価格の応札者を選定することを原則としている。そのため、民間事業者の創意工夫の余地が制限され、PPP/PFI の効果が十分に発揮されておらず、PPP/PFI の導入の阻害要因になっている。具体的な課題として以下の４点が挙げられる。

① 一般競争入札を原則とすることによる調達手法の硬直性

一般競争入札による価格（最低価格）を重視した入札方式が原則とされており、価格以外の要素を考慮した調達手法を採用することにハードルがある。

② 調達の目的物（物品/工事/役務）の違いを考慮していない法体系や調達手法

基本的に物品又は工事の調達を想定した法体系等になっており、成果を重視するサービス（役務）を調達する場合に、調達過程での受発注者間の協議や民間事業者から仕様等について提案を受ける調達方式が十分に整備されていない。

③ 予定価格の設定による上限拘束性

仕様の明確化及び事業費の積算が難しい調達においても、予定価格の設定を必須とし、予定価格が入札価格の上限となっていることから、革新的な技術や高度なサービスの導入が制限されている（民間事業者の創意工夫の発揮が妨げられている）。

④ 中央調達機関の不在

国や地方公共団体が個別に調達を実施しており、大量調達によるコスト低減や調達関連データやノウハウの共有等が十分にできていない（PPP のような従来とは異なる調達手法のノウハウが一部の発注者にしか蓄積されておらず、小規模自治体ではノウハウがなく、PPP の活用の障壁となっている）。

これらの課題を踏まえ、調達目的物に応じた調達手法や柔軟な予定価格制度、中央調達機関を有している韓国の公共調達制度について調査し、我が国への示唆を得ることとする。

3.　韓国の公共調達制度について

（1）　公共調達制度の概要

韓国の公共調達は、実施主体の違いにより、国による中央調達と地方自治体による自主調達に区分できる（図表 10 参照）。韓国では、政府主導の各種産業開発と国有物資の管理に焦点が当てられていたことから、中央調達が公共調達の根幹として発展している。中央調達機関として「調達庁」が設置されており、国家機関が発注する 30 億ウォン以上の工事、1 億ウォン以上の物品または役務購入は調達庁を通じて発注することが調達事業法に規定されている。なお、2026 年までに調達庁が担当する物品及び役務調達の発注基準が 5 億ウォン、工事発注基準は 100 億ウォンに引き上げられる予定である。また、地方自治体による物品・役務調達のうち、「第三者向け単価契約」と「多数供給者契約」については、調達庁への契約締結代行が義務化されている（後述）。

調達庁による調達が義務化されている以外の調達についても、各発注機関の人員不足や公平性確保等のために調達庁へ代行を要請することが可能となっており、調達庁による契約は金額ベースで、韓国の公共調達全体の約 6 割を占める（図表 11 参照）。

また、2002 年に全ての調達プロセスをオンラインで処理するシステム「KONEPS（ナラジャント）」が導入されており、公共調達単一窓口として、調達の効率性、透明性、公正性向上に寄与している。

図表 10_中央調達と自主調達の違い

	中央調達	自主調達
契約締結主体	• 調達庁 - 調達庁が需要機関の代わりに入札及び契約締結を代行 - 契約準備、履行監督は各需要機関が担当	• 各国家機関及び地方自治体
契約および入札方式	• 需要機関及び自治体が調達庁に入札及び契約締結を委任し、KONEPSを通じて入札	• 各国家機関、地方自治体が自主的に入札を行い、民間企業と契約を締結
長所	• 大量購入による価格削減 • 自治体及び公共機関の恣意的な契約の防止による公正性、透明性の向上	• 自治体及び公共機関の需要に合わせて自律的な調達が可能
短所	• 地域や需要機関の特性や事情に合わせた調達は困難 • 調達関連の意思決定体系の官僚化により、効率的な意思決定が困難になる可能性あり	• 自治体の長及び需要機関、部署長による恣意的な調達が実施される懸念 • 調達システムの多元化によるコストの重複や応札者の利便性の低下

図表 11_中央調達と自主調達の実施状況

	件数	(%)	金額（兆ウォン）	(%)	
中央調達（調達庁） ：国の一定金額以上の物品・役務&工事 ：自治体の物品役務の一部	1,990,499	19.7%	56	27.1%	調達庁によるものが全体の62.7%
うち調達庁に委任しているもの	1,095,543	10.9%	74	35.6%	
上記以外	1,247,504	12.4%	66	31.6%	
：国の一定金額以下の物品役務 ：自治体の物品役務（一部除く）&工事	2,343,047	23.2%	140	67.1%	
その他（小規模随契等非電子方式）	5,758,196	57.1%	12.1	5.8%	
総計	10,091,742		208.5		

韓国の公共調達関連法には、基本法である「国家契約法」「地方契約法」と特別法である「調達事業法」がある。「国家契約法」・「地方契約法」は、事業者選定から契約履行までを規定している（図表 12 参照）。「調達事業法」は、調達庁が国・自治体及び公共機関の契約締結業務を代行する範囲と調達契約締結上の原則及び特例を規定している。韓国では「特別法優先の原則」に基づき、調達契約に関して両法が同一の事項を扱っている場合には調達事業法が優先して適用される。調達事業法に規定されている特殊な事項を除く、一般的な調達契約の手続及び方法に関しては、一般法の国家契約法、地方契約法に従う。国家契約法、地方契約法は、入札方式を原則的に一般競争と規定しており、契約の特性や規模を考慮して、特殊な場合にのみ制限競争/指名競争/随意契約を活用可能と規定している。

図表 12_公共調達関連法

	基本法（国家･地方契約法）	特別法（調達事業法）
契約主体	• 国/自治体及び公共機関	• 調達庁
規定範囲/内容	• 契約全過程に関する基本的な原則及び手続き	• 調達庁の業務範囲 • 調達庁が代行する契約に関する規定（金額/性格等）
法の性格	• 調達契約を含む官民間の契約に関する基本法	• 特別法 • 調達庁の調達契約締結業務代行上の特殊規定 等
所轄省庁	• 企画財政部及び調達庁	• 調達庁
適用原則	• 「特別法優先原則」に基づき、調達庁が管轄する調達契約上の手続については、調達事業法を優先して適用 • 調達事業法に別段の定めがない内容については、国･地方契約法を適用	

国・調達庁及び地方自治体が民間事業者と調達契約を締結する事業は、物品購入、役務調達、施設工事に区分される。役務調達は設計、監理、運転保守、情報提供等のうち、単一段階のみを対象とする（建設も含めた全過程を調達するのは、民間投資事業（日本の

PPP/PFI 事業に相当）となる）。物品・役務調達については、総額/単価など契約金額の算定方法による区分で分けられ、施設工事は、一般工事と民間が設計案を作成する技術型工事に区分される（図表 13 参照）。

図表 13_契約方式・落札者決定方式一覧

<table>
<tr><th></th><th>競争形態</th><th colspan="3">契約形態</th><th>落札者決定方式</th></tr>
<tr><td>物品購入</td><td rowspan="3">・一般競争
・制限競争
・指名競争
・随意契約</td><td rowspan="3">・単年度契約
・長期継続契約
・継続費契約</td><td colspan="2" rowspan="2">・総額契約
・一般単価契約
・第三者向けの単価契約
・多数供給者契約
・カタログ契約</td><td rowspan="2">・最低価格落札制
・適格審査制
・2段階競争入札及び規格価格同時入札
・交渉による契約
・競争的対話による契約
・希望数量競争入札
・総合落札制</td></tr>
<tr><td>役務</td></tr>
<tr><td>施設工事</td><td>一般工事</td><td>・総額入札
・内訳入札</td><td>・適格審査落札制(推定価格100億ウォン未満)
・総合審査落札制　(推定価格100億ウォン以上)</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>技術型工事</td><td>・一括入札
・代案入札
・技術提案入札</td><td>・設計適合最低価格方式
・入札価格調整方式
・設計点数調整方式
・加重値基準方式
・確定価格最優設計方式</td></tr>
</table>

公共調達の契約方式は、競争方式別と供給方法別に分けられる。国家契約法に基づく大規模工事に関しては、基本設計・実施設計も含めた建設の全過程を委託することから、別途の入札方式（一括提案入札、対案入札、技術提案入札）が定められている（図表 14 参照）。

図表 14_競争方式別の契約方式

一般競争	一定資格を有した不特定多数の入札希望者が全て参加、最も有利名条件を示した者が落札者となる
制限競争	特殊な設備、技術、地域等で参加者の資格を制限して入札させる方法
指名競争	信用、実績、技術、安定性において適当と認められる者を指名して入札する
一括提案/対案/技術提案方式	大規模かつ設計を含める複合工事について、国土交通部又は自治体の審議委員会の審議を受ける手順にて落札者を決定する方法が別途規程されている

図表 15_供給方式別の契約方式

総額契約	目的物に対して、総額を入札し、契約する。公共契約の一般原則。
一般単価契約	需要頻度が高い品目に対して、予算範囲内で単価と予定数量を定めて締結する方法。 購買業務の能率性を確保されるために活用される。
第三者向け単価契約	発注機関が共通して必要とする物資の単価だけを決める方法。 調達庁は単価だけを事前に指定し、KONEPS総合ショッピングモールを通じて民間に需要数量を知らせ、事前契約単価による納品を要求する。
他数供給者契約	第三者向け単価契約に類似するが、複数の発注機関が同じ物品についてKONEPSを通じて調達できる
カタログ契約	用役購買契約のみに適用。商品の機能、特徴、条件、価格などを説明したカタログを提示する契約

各調達機関は、事業の性質と発注者側の予算確保の状態によって、契約期間を設定する。当該会計年度内に履行が完了するものは単年度契約となり、数年間にわたり実施する業務（5 年以内）で予算が確保されたものは継続契約となる。複数年間にわたり履行が必要で、設計等は確定したものの、総予算を一括して確保することが困難な事業は長期継続契約となる。継続契約と異なり契約金額は各年度の予算の範囲となるが、総額は内容や条件に合わせ設定される。

図表 16_契約期間と予算確保の区分

	事業年数	予算確保	契約金額	契約締結方法
単年度契約	1年	予算確保必要	総事業費・工事費	予算範囲内で契約
長期継続契約	複数年 （規程なし）	未確保 (※当該年度分のみ確保)	当該年度の金額 （※総額は付記）	各年度予算の範囲で分けて契約
継続契約	複数年 （5年以内）	予算確保必要	総事業費・工事費	総額と各年の額を定めて一度に契約

（2） 調達物に応じた競争・契約形態及び落札者決定方式

以降では、物品/役務/施設工事の調達に係る競争・契約方式及び落札者決定方式について述べる。

＜物品・役務＞

物品と役務の調達については、契約期間が比較的短いことから、共通の契約形態で整理されており、契約金額（総額/単価）の形態や供給先により、図表 17 のとおり分類される。

図表 17_物品・役務調達で適用される契約方式

供給形態	内容
総額契約	目的物に対して、総額で入札するもの。公共契約の一般原則。
一般単価契約	需要頻度が高い品目に対して、予算範囲内で単価と予定数量を定めて締結する方法。 購買業務の効率性を確保するために活用される。
第三者向け単価契約	発注機関が共通して必要とする物資の単価だけを決める方法。 調達庁は単価だけを事前に指定し、KONEPS総合ショッピングモールを通じて民間に需要数量を知らせ、事前契約単価による、発注者への直接の納品を要求する。
多数供給者契約	品質・性能・効率が類似あるいは同等の製品に対して、調達庁が単価契約を締結し、KONEPSショッピングモールに登録。 これらを必要とする機関がKONEPSを通じて調達できる。 第三者向け単価契約に類似するが、発注者は複数の登録から選択できることから、価格と品質競争を誘導できる。
カタログ契約	役務購買契約のみに存在する、商品の機能・特徴・条件・価格などを説明したカタログを提示する契約。採用実績は少ない。

物品・役務調達においては、図表 18 の通り、多様な落札者決定方式が設定されている。

「交渉による契約」と「競争的対話による契約」は、発注者が仕様や価格を定めないことから、予定価格算定を省略することができる。

「交渉による契約」は、複数の民間事業者から提案書を受付け、交渉適格者を選定した後、交渉手続きを通じて国家に最も有利だと認められる者と契約締結する方式である。「交渉による契約」の適用対象は、専門性、技術性、安定性及び国家安全保障等の理由で必要性が認められる物品及び役務契約であり、落札者選定の配点基準は技術評価 80%、価格評価 20%で構成される。主要な調達対象としては、ソフトウェアやシステムの構築及び運用管理等が挙げられる。

「競争的対話による契約」では、入札参加者に対して、参加費用の一部を補償する仕組みがあり、２者以上を交渉適格者として選定し競争的対話を実施する。

「競争的対話による契約」は、入札対象者らと契約目的物の詳細等に関する競争的・技術的対話を通じて契約目的物の詳細及び履行方法等を調整し、確定後に提案書を提出させ、これを評価して国家に最も有利だと認められる者と契約する方式である。「競争的対話による契約」の適用対象は、1)専門性・技術性が要求され、技術的要求事項や契約目的物の詳細内容をあらかじめ決めることが難しい場合、2)物品・役務等の代案が多様で最適なものを選定することが難しい場合、3)商用化されていない物品を購入しようとする場合、4)契約目的物の内容が複雑な場合や難易度が高い場合となっている。落札者選定の配点基準は、技術評価 90%、価格評価 10%で構成され、「交渉による契約」の技術評価の比率(80%)よりも大きくなっている。

「交渉による契約」と「競争的対話による契約」は、いずれも物品及び役務調達を対象に事前に発注機関が仕様及び価格を定めず、提案書受領後に、協議を通じて落札者及び落札価格を決めるという点で共通している。しかし、「交渉による契約」は提案書の提出以降は、提案書の内容を変更できず、事業内容・価格・履行期間等を交渉する反面、「競争的対

話による契約」は、提案書提出以降に落札者選定過程で対話を通じて業務内容及び目的物の補完及び具体化を進めるという点で違いがある。「交渉による契約」は、提案書の評価点が最も高い入札者を交渉適格者に選定して交渉を進めるが、「競争的対話による契約」は、2 者以上を交渉適格者に選定して競争的対話を進めるため、「交渉による契約」よりも多様な提案を受領でき、仕様規定が難しい物品や役務の調達が可能という長所がある。

また、調達過程の入札参加者の負担が大きいため、入札参加費用の補償（事業予算の0.5%～1.5%を最終提案書のスコアに応じて配分）が規定されている（図表 19 参照）。

図表 18_物品・役務調達で適用される落札者決定方式

選定方法	内容
最低価格落札制	予定価格以下で、最低価格を入札した者を選定
適格審査制	入札価格が適切（予定価格以下）で履行能力（納品実績、経営状態）評点85点以上の者のうち、最高得点者を落札者として選定
2段階競争入札及び企画価格同時入札	技術と価格を段階で入札あるいは同時に入札する。 同一価格の場合には、技術評価優位者が選定される。
交渉による契約	複数事業者から提案書を提出させ、技術能力80%、価格20%で評価される。 適用対象は、**専門性、技術制、安定性、国家安保等の理由で交渉の必要性が認められるもの**。 事業者に提案書を提出させるため、**予定価格を算定しない**。
競争的対話による契約	適用対象は、**専門性・技術性が求められ、提案が多様で選択肢が複数あり、商用化されていない物品の購入**やその他**契約目的物の内容が複雑、難易度が高い**場合。 交渉による契約と同様に、**予定価格を算定しない**。 提案書の評価配点は技術90%、価格10%と定められている。 なお、提案書の技術点が85%以上の者、5者以内、3億ウォンの限度内で評価点数の高い順に入札参加者へ**参加費用を補償する仕組み**がある。
希望数量競争入札	単独で遂行しにくい、多量物品の入札に対して、予定価格以下で、最低の単価価格で入札した順に、必要量に達するまで入札者を選定する
総合落札制	入札価格の他に、品質などを総合的に勘案して選定する。適用対象は、電気、電子機器。

図表 19_「交渉による契約」と「競争的対話による契約」の比較

	交渉による契約	競争的対話による契約
適用対象	・専門性、技術性、安定性及び国家安全保障などの理由から必要性が認められる物品及び役務契約 ・業務及び最終成果物を入札前に事前に定義できるもの	・商用化されていない技術革新型物品及び役務契約、またはその内容が非常に複雑な契約 ・詳細な技術要求事項または最終成果物を事前に定義できないもの
発注機関の要求事項	・公募時の要求水準を維持 （要求水準の未充足部分に対して補完要求が可能）	・入札過程での対話を通じて補完及び具体化が可能
入札者の要求事項	・最も優れた提案書を提出した入札者を選定	・多数の応札者と同時に協議し、提案内容を補完して最終落札者を選定
参加費用の補償	・なし	・事業予算の0.5%～1.5%を参加者に最終提案書のスコアに応じて配分
予定価格の算定	・省略可能	・省略可能
評価割合	・技術能力評価80% + 価格評価20%	・技術能力評価90% + 価格評価10%

＜施設工事＞

施設工事は、「一般工事」と「技術型工事」に分けられる。「技術型工事」は、複数の工種が含まれた 300 億ウォン以上の大型工事を指し、事業者が作成する設計書に基づき資材の数量、単価等をベースに工事費用を算定するものである。「一般工事」は、技術型工事以外のものを指す。

「一般工事」には、推定価格が 100 億ウォン未満で総額だけで競争する「総額入札」と 100 億ウォン以上で内訳書を元に入札する「内訳入札」がある。

「技術型工事」では、「一括入札」、「代案入札」、「技術提案入札」の 3 形態がある。

「技術型工事」は、発注者が設計案を作成するのではなく、民間事業者が作成した設計案に基づき内訳書を提案するため、予定価格を算出することはない。

図表 20_工事で適用される競争方式

工事種別	競争形態	内容	
一般工事	総額入札	• 推定価格**100億ウォン未満の一般施設工事契約**(適格審査落札制採択対象)が採択対象（※地方契約の場合300億ウォン未満） • 入札時に総額が作成された(内訳を除く)入札書だけを提出する	
	内訳入札	• 推定価格**100億ウォン以上の施設工事契約**が採択対象（※地方契約の場合300億ウォン以上） • 入札時に総額が作成された入札書と共に算出内訳書を提出する • 実施設計案に従って作成し、KONEPSを通じて事前に配布した内訳書に単価を記載する	
技術型工事	一括入札	• 発注者が提示する基本計画と指針に従い、事業者が設計書や関連図面を作成し、金額と合わせて入札	• 基本設計・実施設計も含めた建設の全過程を委託する、推定金額**300億ウォン以上の大型工事**が採択対象 • 民間事業者が作成した設計案及び当該設計案に基づく算出内訳書を作成して提案するため、**予定価格を算出しない**
	対案入札	• 原案入札と共に入札者が対案設計の提出が許容された工事において、原案以上の効果等が認められる場合に選定	
	技術提案入札	• 工事技術、期間、価格など様々な要素を考慮して選定。象徴性があるもの、記念性、芸術性が要求される施設工事に適用される	

韓国は、自国の建設会社の国際競争力の向上、工期の短縮等を促進するため、技術型工事による「一括入札」・「代案入札」・「技術提案入札」を大型公共工事で活用してきた。「技術提案入札」は、実施設計書と技術提案書（施工方法を提案するもの）を提出する「基本設計型技術提案入札」と技術提案書だけを提出する「実施設計型技術提案入札」にさらに区分される。

技術型工事では、設計案を民間事業者が作成することから、工事予算の 2%を設計補償費予算として確保した上で、公告時に設計補償費を支給する旨が明示し、民間事業者の設計費の一部を補償する仕組みがある。

（3） 予定価格制度について

国家契約法では、契約金額の上限金額として、設計書などに基づき「予定価格」を作成しなければならないと規定されている。「予定価格」は事業予算の範囲内で作成し、契約締結の上限金額となる。

一方で、民間の創意工夫や技術力を積極的に活用しようとする方式（発注時に仕様を明確に規定しないもの）は、入札金額の上限である予定価格が存在すると創意工夫や革新的な技術の導入等が提案に十分に反映されない恐れがあるため予定価格を作成しない（省略できる）と国家契約法に規定されている。予定価格を作成しない契約は、施設工事における「技術型入札契約」、「一部の少額随意契約」、物品・役務調達のうち「交渉による契約」、「競争的対話による契約」と規定されている（図表 21 参照）。

「技術型入札契約」では、予定価格ではなく、総予算が入札価格の上限として機能する。入札時に入札者が工事の設計書を作成して添付する「一括提案入札」や技術提案書に基づいて契約金額を決定する「技術提案入札」等では、予定価格を作成する必要がなく、民間事業者が総予算内で工事費用を算定して入札金額を提出することになる。

なお、事業者が設計を行う民間投資事業（日本の PPP/PFI 事業に相当）も予定価格を算定しない（詳細は後述）。

図表 21_予定価格を作成しない（省略できる）契約

契約目的物	契約手法	備考
施設工事	**技術型入札契約**	• 一括提案、実施設計技術提案、基本設計技術提案など、大規模工事を対象とする入札においては、予定価格は定めない • 入札者（事業者）が工事設計書を作成する場合は、発注者は予定価格を作成する必要がない
	一部の少額随意契約	• 4億ウォン以下の総合工事、2億ウォン以下の専門工事等については、発注機関の裁量により予定価格を省略することができる
物品・役務	**交渉による契約**	• 技術力、品質、革新性などの価格以外の要素を重視して落札者を選定するため予定価格を省略することができる
	競争的対話による契約	

予定価格が決定される前に、暫定的に算定した「推定価格」があり、入札や契約方法の決定基準として活用される。予定価格の算定フローは図表 22 の通りである。

図表 22_予定価格算定フロー

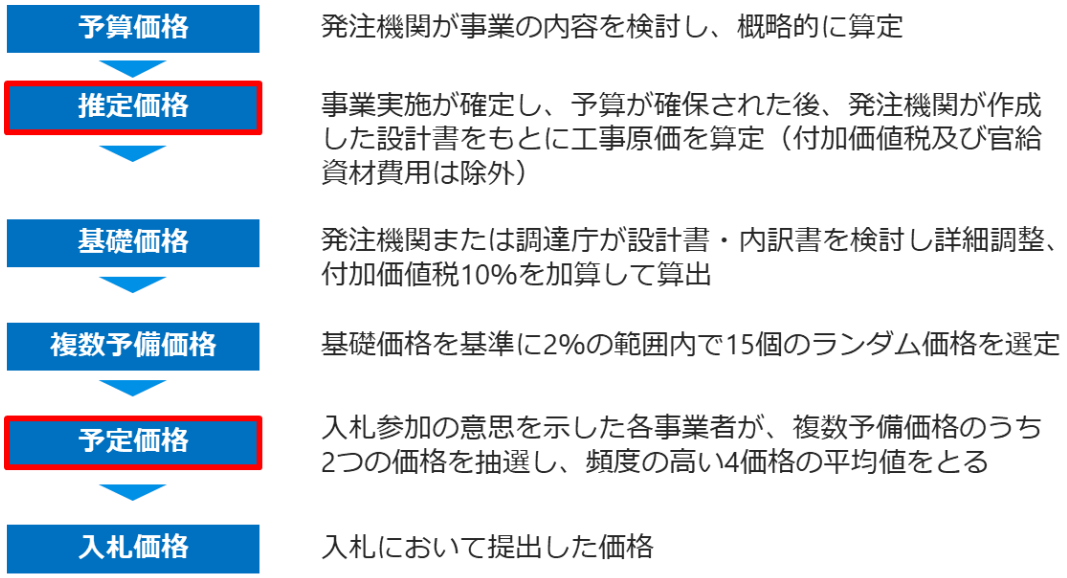

国家契約法施行令は予定価格の決定において、取引実例価格、標準市場単価、原価計算、類似価格及び見積価格の 4 つの決定基準を規定している。物品契約及び役務契約の場合、原則として取引実例価格、標準市場単価、原価計算の 3 つの決定基準を契約担当者及び調達庁が可能な順序で採用し、これら 3 つの基準で価格算定が不可能な場合にのみ、類似品目の取引価格及び見積価格を採用する。

但し、施設工事契約の場合、事業費規模によっては原価計算が複雑で発注者の負担が大きいため、別途、事業費の推定価格が 100 億ウォンを超える場合及び適正な取引実例価格の有無を基準として、標準市場単価、取引実例価格、原価計算価格という適用優先順位が定められている（図表 23 参照）。施設工事契約については物品及び役務契約とは異なり、類似取引実例価格及び見積価格は採用されないが、これは施設工事契約の予定価格に含まれる費目及び原価内訳の標準化が他の契約目的物に比べて進展しているためと考えられる。

図表 23_施設工事契約の予定価格の設定基準

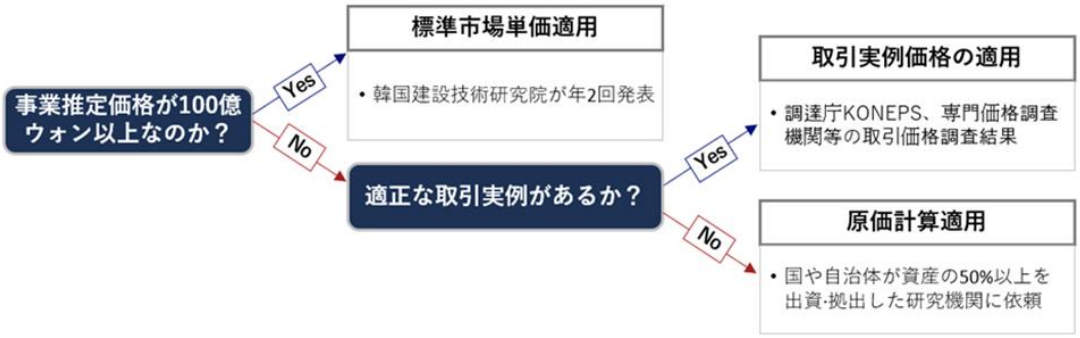

（４） 調達庁について

① 調達庁の概要

韓国の公共調達制度は、国家再建、経済発展など、その時々の国家目標に沿って中央調達が中心となって発展した。調達庁は、1962 年に発表された経済開発 5 カ年計画の推進を目的に国内における調達や工事契約を総括する中央調達機関として設立された。

調達庁は、公共調達の経済性の向上、透明性及び公正性の向上、政府の経済政策支援を目的としており、企画財政部（日本の財務省に相当）の傘下にある 4 つの庁（国税庁、関税庁、調達庁、統計庁）のうちの一つである。

調達庁は、本庁と傘下機関（11 地方庁、2 院（調達品質院、公共調達力量開発院））に区分される。本庁の定員は 573 名、傘下機関の定員は 545 名で総計 1,118 名の職員が 2024 年 10 月時点で在籍している。

本庁では調達政策企画、制度運営総括、政府需要物資の購買供給、主要施設工事の契約及び施工管理を行い、傘下機関では本庁から委託された契約業務や品質改善の研究、調達専門教育プログラムの運営を行う。

調達庁は特別会計で運用されており、需要機関の契約締結業務を代行する対価として、事業費の 0~1%の定率手数料及び KONEPS 利用に伴う定額手数料(1 件当り 10,000~30,000 ウォン)を徴収し、運営に必要な費用に充当している。

国家機関が発注する 30 億ウォン以上の工事、1 億ウォン以上の物品または役務購入は調達庁を通じて発注することが調達事業法にて規定されている。

② 調達庁の所管業務

現在の調達庁の所管業務は、Ⅰ.調達契約管理、Ⅱ.調達支援事業、Ⅲ.KONEPS（ナラジャント）運営管理、Ⅳ.原資材備蓄及び供給事業、Ⅴ.政府財産及び物品管理である。

以降では、調達庁の所管業務について述べる。

＜Ⅰ.調達契約管理＞

各需要機関における 1 億ウォン以上の物品及び役務の調達、多くの機関が共通して必要

とする規格化された物品の調達（単価契約）、30 億ウォン以上の工事の調達については、各需要機関が調達庁に契約締結業務を要請する義務がある。

地方自治体は自主調達が基本であるが、契約事務に係る人員や経験が不足している場合には、上記以外の調達の代行も調達庁に要請できる（代行についての金額基準は存在しない）。

なお、単価契約で締結された調達物は KONEPS に掲載され、需要機関は簡単に購買できる仕組みとなっている。

＜Ⅱ.調達支援事業＞

調達庁は、調達支援事業として、「要請による施設工事の代行調達」、「総事業費管理」、「企業育成事業」を行っている。

「要請による施設工事の代行調達」では、施設工事について専門人材や経験がない需要機関から要請がある場合、調達庁が調達の全体又は一部を代行する。代行により予算の無駄を削減し、最適化された事業推進及び工期短縮などを目的としている。

「総事業費管理」は、国家予算の浪費を防止し、透明性を確保するために、調達庁にて事業の初期段階から事業費を監督し、総事業費が変動した場合の適正性を検討する業務である。管理対象は、事業期間が 2 年以上で、総事業費が 200 億ウォン以上の建築事業と 500 億ウォン以上の土木事業とされている。主に「実施設計単価適正性検討業務」と「物価変動による契約金額の検討業務」を実施する。いずれも調達庁が持つ原価計算の専門性を活用して、民間事業者が提案した工事費の適正性を検証するものである。

図表 24_総事業費管理業務の内容

実施設計単価適正性検討	民間投資事業などにおいて、調達庁が工事原価を検討 （資材や人件費の適正性、数量算出と内訳書の整合性等）
物価変動による契約金額の検討	履行段階で契約金額を構成する各種費用の価格が上昇した場合に契約金額を調整 ⇒契約締結から90日が経過後、主要資材の価格が３%以上上昇し、需要機関又は受託者が契約金額調整検討を要請した場合に、調整金額を算出して通知する

図表 25_総事業費管理の段階別業務内容及び遂行機関

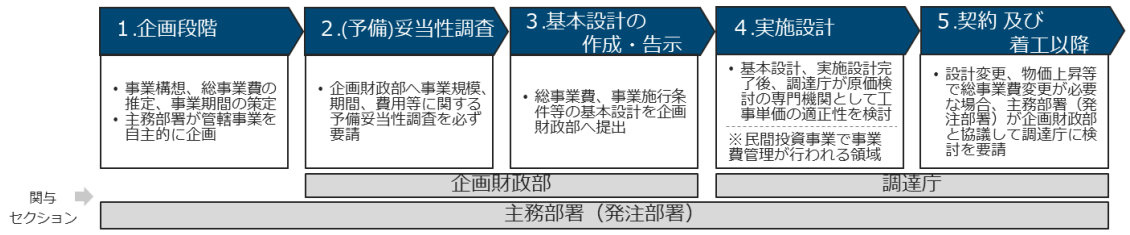

「企業育成事業」は、優秀な技術及び製品を保有したベンチャー企業と中小企業が公共調達市場への進出を通じて、成長できるよう支援する事業である。これらの企業が公共調達に参画するに当たり、必要となる公共調達に関する情報提供等を実施している。調達庁は 2024

年 3 月に、本庁及び全国 11 地方庁に調達経験が豊富な職員 34 人を公共調達専門官として配置している。公共調達専門官は、ベンチャー企業や中小企業を対象に公共調達に必要な情報をワンストップで提供（ワンストップコンサルティング）している。

＜Ⅲ.KONEPS（ナラジャント）運営管理＞

KONEPS は、公共調達契約の単一窓口としてのシステムであり、原則として全調達契約の入札情報が公告され、事業者は KONEPS に登録することで全入札に参加できる（電子入札・電子契約）。また、140 以上の金融機関等と連携することで、調達関連業務をワンストップで電子処理することを可能としている。KONEPS には、公共調達品目総合ショッピングモール（各需要機関の発注頻度が高く、規格化された品目を手軽に購入できるシステム）や目録情報システム等が付随している（図表 26 参照）。2023 年の年間取引実績額は、約 143 兆ウォンで世界最大規模の公共調達プラットフォームである。なお、現在独立している調達システムの統合も予定されており、さらに大幅に取引額が増加する見込みである。

図表 26_KONEPS に付随しているシステム

	内容
公共調達総合ショッピングモール	✓ 各発注機関で**共通して必要とされる物品・サービス等を簡便に購入できるように調達庁が需要機関の代わりに民間企業と単価契約**を締結 ✓ 総合ショッピングモールに登録すれば、発注機関は**別途の契約手続きなしにオンラインで納品を要求**できる。 ✓ 各発注機関は随時購買が必要な品目をオンライン上で簡単に購買が可能 ✓ **目録情報システムとも連動**している。
目録情報システム	✓ 物品を効率的に管理するために、**品目別に固有物品識別番号を付与**し、**物品情報を目録化して管理**するシステム。 ✓ 目録情報システムには約400万品目の商品情報がUNSPSC分類体系により分類及び登録されている。 ✓ 国及び地方自治体が調達する物品は、当該システムに従って**物品識別番号を使用して物品を管理することが義務**付けられている。

＜Ⅳ.原資材備蓄及び供給事業＞

調達庁は、各種物資の備蓄や供給を担っており、備蓄対象物資として、海外依存度の高い物資、国民生活の安定に非常に重要な物資、防衛産業の安定のために必要な物資等を規定している。

韓国の高度経済成長期である 1970~80 年代に原資材の価格急騰を防止し、国民生活を安定させるために、原資材備蓄及び供給事業が調達庁の業務管轄となった。当初は燃料や食料品が対象であったが、近年は、先端産業で必要となるリチウムイオン電池や非鉄金属等の備

蓄が主になっている。

＜Ⅴ.政府財産及び物品管理＞

韓国は、国有財産の管理において、企画財政部の総括機能と調達庁の実務機能を分離している。国有財産の効率的な管理のため、企画財政部は関連政策の立案及び制度の改善に集中し、調達庁は国有財産調査や管理、行政財産の無償帰属協議等の実務を担うことで、国有財産管理における効率性を高めようとしている。

また、調達庁は設立以来、物品管理機関として物品需給計画、管理監査、不用品処分、リサイクルなど物品管理業務全般に対する総括及び調整の役割を担っている。2005 年には RFID[5]物品管理システムを導入し、全政府保有物品に RFID タグを設置し、取得→保管→使用→処分までの一連のフローをリアルタイムで管理している。このシステムにより、需給計画及び耐用年数管理を自動化して業務担当者の利便性を高めるとともに、政府予算の効率化に努めている。

③　調達庁の近時の動向

調達庁は、公共調達における効率性の追求や透明性・公平性の向上、経済政策支援だけでなく、近年は新技術の育成や輸入依存度・国際需要の高い非鉄金属等の調達に注力しており、これら背景も踏まえた KONEPS の改良等を進めている。

具体的には「次世代 KONEPS システム構築事業」、「革新調達の拡大」、「原資材備蓄量の拡大」に取り組んでいる。

「次世代 KONEPS システム構築事業」では、2025 年までに、約 1,300 億ウォンを投資し、KONEPS を全面改編する予定としている。28 機関で個別に運用中の調達システムを段階的に統合し、電子調達窓口を一元化する予定である。業務手続きを統一し、文書形式、標準コード等のデータ整合性を強化する作業を進めている。KONEPS で、蓄積したビッグデータや AI、ブロックチェーンなど新技術を積極的に活用し、利便性を向上させるとしている。

「革新調達の拡大」では、民間の技術革新を促すために革新製品を政府が先導的に購入し、韓国企業の海外進出を目指している。韓国政府は、革新製品を 1.国家優秀研究開発革新製品、2.商用化前段階の革新試作品、3.技術認定革新製品に区分している。革新製品は国家契約法により指定後 3 年間随意契約の対象となり、瑕疵があっても各機関の調達責任者は調達事業法により保護される。

「原資材備蓄量の拡大」では、最近、非鉄金属を中心に国際需給が悪化したことを踏まえ、サプライチェーン危機に備えるために原資材備蓄量を拡大している。特に EV や

[5] RFID（Radio Frequency Identification）とは、電波を用いて IC タグの情報を非接触で読み書きする自動認識技術である。複数の IC タグを離れた位置から一括で読み取り、瞬時に個体を識別することが可能になっている。

AI 等の有望産業で非鉄金属の需要が増加し、国家間の確保競争が深刻化していることから、非鉄金属等の備蓄量の拡大が主要政策課題となっている。

（5） 民間投資事業の調達について

韓国の民間投資事業とは、我が国の PPP/PFI 事業に相当するものである

韓国では 1990 年代以降、経済成長に伴い、社会基盤施設の整備に対する需要が増加したことから 1994 年に民間投資法を制定している。その後、社会経済動向や民間投資事業への民間事業者の参入状況等に合わせて、法改正等を実施し、多様な手法を用いて民間投資市場を活性化させている。

民間投資事業は他法に優先して適用するように民間投資法にて規定されている。

韓国における調達では、特に大型の建設事業において採用される「公共施設工事一括提案方式」が設計、調達、施工等の全過程を民間事業者が担うという点で、民間投資事業と類似している。

「公共施設工事一括提案方式」には、国家契約法等が適用されるのに対して、民間投資事業は民間投資法が適用されるという根拠法の違いにより、調達/契約主体、予定価格の活用有無、官給資材直接購買制度の適用有無という点で特徴を見いだせる（図表 27 参照）。

＜調達/契約主体＞

韓国の調達制度は、前述の通り、中央調達機関である調達庁が需要機関に代わって調達契約締結業務を遂行する中央調達と、各需要機関が直接調達契約締結業務まで遂行する自主調達に区分される。民間投資事業は、自主調達は対象外とされるとともに、調達庁による調達（中央調達）の対象からも外れており、調達庁は、以下の政府主務官庁による総事業費検討等を支援する役割だけを担っている。

民間投資事業は、政府告示事業と民間提案事業に分けられ、政府告示事業は、政府主務官庁が検討した総事業費が記載された施設事業基本計画を告示し、民間事業者がこれに基づいた設計を実施し、設計に基づく資材等の費用や工事計画等を考慮して総事業費を具体化した事業計画書を提出して承認を受けるものである。

民間提案事業は事業の基本計画を民間が主導的に企画し発注者に提案するものである。

政府告示事業と民間提案事業では、事業基本計画の点で差異はあるが、民間事業者が建設事業の詳細費用等を算定し、総事業費が反映された提案書を発注者に提出するという点で変わりない。

実施計画が最終的に承認されれば、民間事業者は設計、調達、施工等を遂行する。発注者は、算定された工事費を検討し、工事が実施協約上の内容通りに完了したかを確認する。調達庁は、計画段階での総事業費原価の検討業務や総事業費変更時の妥当性検証による発注機関の事業費交渉の支援等を担当する。そのため、調達庁が通常実施する調達関連業務は民間投資事業では実施しない。これは調達庁が公共施設工事の原価算定能力等を有している

ためである。
　但し、この場合にも調達庁が総事業費を直接算定するわけではなく、民間事業者が算定した工事費、人件費等原価の適正性を審査及び検証するのみである。

＜予定価格の活用＞
　韓国では、予定価格を算定する契約は、各需要機関が設計案を作成し施設工事だけを発注する契約に限定される。そのため、施設工事の中でも設計と施工を同時に民間に発注する一括提案入札の場合、予定価格を作成しない。
　同様に、民間投資事業も予定価格を算定しないが、政府告示事業の初期の事業企画段階で、需要機関が事業規模を概略的に算定するために、予定価格の算定基準を活用することができる。
　民間投資事業では、民間事業者の創意工夫や技術力を活用しようとするものであり、入札金額の上限となる予定価格が存在すると価格競争力の低下に対する懸念から創意工夫や技術革新が提案に十分に反映されない恐れがあるため、予定価格を算出しないものと考えられる。

＜官給資材直接購買制度の適用有無＞
　官給資材直接購買制度とは、国家・地方契約法により公共機関が発注する施設工事の資材を発注先である国家機関、地方自治体あるいは調達庁が直接購入し、民間事業者に供給する制度である。これは、資材を供給する中小事業者を保護し、販路開拓を支援するために実施されている。
　韓国政府は、「中小企業製品の購買促進及び販路支援に関する法律」を通じて、推定価格40億ウォン以上の総合工事（一括提案事業含む）、3億ウォン以上の専門工事に対して4千万ウォン以上の工事用資材の直接購買対象品目に対して必ず官給資材として購買することを規定しているが、民間投資事業を所管している民間投資法には官給資材の使用義務は規定されていないため、民間投資事業には官給資材が提供されない。

図表 27_公共施設工事一括提案方式と民間投資事業の比較

	公共施設工事	民間投資事業
根拠法	国家契約法 地方契約法 調達事業法	民間投資法 ※他法に優先して適用される
官給資材※の使用	一部の工事に対して官給資材の使用を義務化	官給資材の適用規定なし
調達庁	• 入落札及び契約締結業務全般 - 中央調達事業	• 調達庁の関与は総事業費原価検討、妥当性検討のみ （検討ノウハウを有するため適正性を審査するのみ） • 実施設計単価適正性検討 - 主務官庁の要請時、民間事業者が提出した単価を検討
予定価格	落札者決定の基準として算定（一部除く）	予定価格は設定せず ※発注者側の基本計画策定段階で総事業費を算定

※官給資材制度
国家・地方契約法および調達法に基づき、公共施設工事事業において、国・地方自治体などが直接購入して、民間契約に資材を供給することが規程されている。公共工事には官給資材が大部分において適用され、特にレミコン、アスコン、鉄筋、セメントが調達庁4大官給資材。

4.　韓国の調達制度から我が国の公共調達制度への示唆

我が国の公共調達制度は、明治会計法制定以来、業務仕様を発注者が規定し、委託費の上限となる予定価格を算出の上、最低入札価格の応札者を選定することを原則としている。業務仕様の規定が難しい調達についても、発注者が仕様を規定し、予定価格を算定するとともに、調達過程において受発注者間の交渉を行う機会が十分に設定されていないことから、民間事業者の創意工夫の発揮の余地が制限され、PPP/PFI の導入の阻害要因になっている。

韓国では、予定価格を設定する一般競争を原則としつつも、民間の創意工夫や技術力を積極的に活用しようとする方式（発注時に仕様を明確に規定しないもの）は、予定価格を作成しない（省略できる）と国家契約法に規定されている。これは入札金額の上限となる予定価格が存在すると創意工夫や革新的な技術の導入等が提案に十分に反映されない恐れがあるためであり、具体的には、施設工事の調達では「技術型入札契約」、物品・役務調達では「交渉による契約」や「競争的対話による契約」などの多様な調達方式を整備し、価格以外の要素も考慮して調達を実施している。このように予定価格の設定を調達に応じて実施するとともに、予定価格を設定する場合には KONEPS を用いて過去の調達実績データを反映した予定価格を設定しており、より適正な予定価格を算定しようとしている。

上記の通り、韓国では仕様規定が困難な調達や、民間事業者の創意工夫の発揮を期待する調達について、通常調達とは別の多様な調達手法を整備するとともに、中央調達機関や電子調達システムを活用することで、調達の効率化・高度化を進めている。

我が国においても、調達の目的や特性に応じて適切な入札・契約制度を選択できような制度の多様化を試行することや、今後の発注者職員の減少を見据え、中央調達制度/中央調達機関の創設を検討することが一案として考えられる。

PPP/PFI のより一層の導入促進及びより効果的な運用のためには、現状の一般競争入札を前提とすることや上限拘束性のある予定価格の設定が必須となっていることについて、見直す余地があると考えられる。

また、2014 年の公共工事の品質確保の促進に関する法律改正により仕様の確定が困難な工事について、これまで法律に規定されていなかった「交渉」が規定されたが、会計法令などは改正されていないため、物品/サービスの調達や予定価格の上限拘束性は見直されていない。民間の提案価格をベースに予定価格を設定できる仕組みなどを導入していくことも一案として考えられる。

また、調達目的によっては、予め仕様を規定することが困難な場合もあり、そのような場合には、民間事業者の提案を取り入れながら、価格や事業実施方法について協議しながら取り決めることが必要である。そのように調達することで、現在の価格を重視した調達より高品質なものを、ライフサイクルコスト等の観点で、結果的に効率的に調達することも期待できるだろう。

（完）

GIC Discussion Paper

No. 26

発行日
2025年7月10日

発行人
ズルエタ　ジョハンナ

発行所
東洋大学グローバル・イノベーション学研究センター
Center for Global Innovation Studies
〒112–8606 東京都文京区白山5–28–20
Tel: 03–3945–7769／fax: 03–3945–7906